◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第３６８号（H28. 9. 16）◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝
１．重大事故等情報＝２件（９月９日～９月１５日分）
（１）乗合バスの車内事故
（２）トラックの無免許、酒気帯び、ひき逃げ衝突事故
２．「一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出について」の一部改正について【新着情報】
３．貸切バスの安心・安全な運行のため、制度改正をしますー道路運送車両の保安基準・旅客自動車運送事業運輸規則等の一部改正についてー
４．貸切バスの運賃・料金に関する「通報窓口」の設置について
５．旅行業協会とバス協会による「安全運行パートナーシップ宣言」の発出について
６．「自動車点検整備推進運動」の強化月間が始まります。＜点検・整備ではじめよう　安心クルマ生活＞
７．いすゞ自動車（株）製の大型観光バスについてショックアブソーバー腐食に関する無料点検を速やかに受けてください
８．「第１１回ＮＡＳＶＡ安全マネジメントセミナー」開催のご案内
９．事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて
１０．三菱ふそうトラック・バス(株)製の大・中型バスについて車両床下部の腐食に関する無料点検を速やかに受けてください

◇◇◇

くトラックが運行中、警察車両に追突した。
警察車両はその前の軽自動車に追突する多重事故となった。
この事故により、警察車両に乗車していた２名が軽傷を負った。
トラックはそのまま逃走したが、追突された警察車両が追跡し、１．２キロ先のコンビニ店で運転者が取り押さえられた。
また、トラックの運転者は、無免許で酒気帯び運転だった模様。

上記２件の死傷者数計：死亡０名、重傷１名、軽傷２名（速報値）

◇◇◇

腐食が進行すると最悪の場合、ハンドル操作が不能となりますので、未だ無料点検を受けていない車両の使用者は、速やかに無料点検を受けてください。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000144.html

【４．貸切バスの安心・安全な運行のため、制度改正をしますー道路運送車両の保安基準・旅客自動車運送事業運輸規則等の一部改正についてー】
（配信日：H28.9.2）

平成２８年１月１５日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を踏まえ、二度とこのような悲惨な事故を起こさないよう、軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において徹底的な再発防止策について検討が行われ、６月３日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」がとりまとめられました。そのうち、速やかに講ずべきとされた事項について、法令面から措置を可能とするため、関係省令、告示を改正することとします。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000217.html

◇◇◇

ついて】
（配信日：H28.9.2）

本年１月１５日に発生した軽井沢スキーバス事故を受けて、国土交通省は軽井沢スキーバス事故対策検討委員会を設置し、６月３日に同委員会において総合的な対策がとりまとめられました。その中で、（一社）日本旅行業協会、（一社）全国旅行業協会、（公社）日本バス協会の３者による措置として、『利用者への情報提供、適正な運賃・料金の収受に関する内容を「安全運行パートナーシップガイドライン」に追記するとともに、名称を「安全運行パートナーシップ宣言」に変更する。』とされたところです。
本件について、８月３０日付けで上記３者による「安全運行パートナーシップ宣言」が発出されました。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000240.html

◇◇◇

いすゞ自動車株式会社は、大型バスのうち、平成４年７月から平成１７年８月に製造した観光バスタイプの車両について、ショックアブソーバーの腐食に関し、同社系列の販売店において無料点検を開始しました。
腐食が進行すると最悪の場合、ハンドル操作が不能となりますので、対象車両の使用者は、速やかに無料点検を受けてください。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000142.html

◇◇◇

（配信日：H28.8.5）

先般、事業用自動車事故調査委員会が下記のとおり事業用自動車事故調査報告書を公表しました。
今後、同種の事故を未然に防止するため、同報告書において提言のあった再発防止策について、運送事業関係者において積極的に取り組まれますよう、平成２８年５月２７日付けで、「事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて」を通達し、関係団体を通じ、運送事業関係者への周知をお願いしたところです。

記

〔重要調査対象事故〕
・トラクタ・コンテナセミトレーラの衝突事故（東京都葛飾区）
・貸切バスの衝突事故（熊本県阿蘇郡南小国町）

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000257.html

◇◇◇

されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）

・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆